

天草広域連合議会会議録

令和7年第2回臨時会

天草広域連合議会

目 次

5月29日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付したる事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
仮議席の指定	3
副議長の選挙	4
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
常任委員及び議会運営委員の選任	5
報告第1号から議第12号まで提案理由説明	5
報告第1号質疑	8
議第8号質疑・討論・採決	9
議第9号質疑・討論・採決	9
議第10号質疑・討論・採決	9
議第11号質疑・討論・採決	10
議員提出第1号提案理由説明	15
議員提出第1号質疑・討論・採決	16
議第12号質疑・討論・採決	17
継続調査について	17
閉会	17

令和7年第2回天草広域連合議会臨時会会議録

1 議事日程

令和7年5月29日（木曜日）午前10時開会

- 第1 仮議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 常任委員及び議会運営委員の選任
- 第7 報告第1号 専決処分事項の報告について
- 第8 議第8号 専決処分事項の承認について（令和7年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号））
- 第9 議第9号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第10 議第10号 天草広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第11号 権利の放棄及び和解について
- 第12 議第12号 財産の取得について
- 第13 継続調査について

2 本日の会議に付したる事件

議事日程のほか次の事件を日程に追加して会議に付した。

議員提出第1号 議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議について

3 出席議員は次のとおりである。（9名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 若山 敬介 君 | 3番 平山 泰司 君 |
| 4番 松岡 寿 君 | 5番 澤井 一富 君 |
| 6番 中尾 友二 君 | 7番 赤城 史浩 君 |
| 8番 塩田 真一 君 | 9番 田寄 清勝 君 |
| 10番 野崎 幸洋 君 | |

4 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 2番 桑原 千知 君

5 説明のため出席した者の職氏名（15名）

広域連合長 馬場 昭治 君 副広域連合長 堀江 隆臣 君

副広域連合長	山崎 秀典 君	会計管理者	本田 一 君
事務局 長	酒井 孝寛 君	消 防 長	戸村 羊士 君
総務企画課長(兼)会計課長	米村 康二 君	環境衛生課長	早見 博之 君
総 務 課 長	山下 伸介 君	警 防 課 長	松下幸一郎 君
予 防 課 長	並崎 保夫 君	指 令 課 長	茂越 範俊 君
中央消防署長	青柳 雄二 君	北 消 防 署 長	金子 孝行 君
南 消 防 署 長	平山 浩二 君		

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

書	記	谷端 利則 君	書	記	林田 美香 君
---	---	---------	---	---	---------

午前 9 時 56 分開会

○議長（若山敬介君）おはようございます。

定足数以上のご出席でありますので、これより令和 7 年第 2 回天草広域連合議会臨時会を開会いたします。

先ほど開催しました全員協議会においてご報告しましたとおり、本日 5 月 29 日付をもって天草広域連合長から天草広域連合連合長を辞職する旨の申出がありました。このため、地方自治法第 145 条の規定により、令和 7 年 6 月 18 日をもって本広域連合長を退職することとなりますので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりであります。

諸般の報告

○議長（若山敬介君）諸般の報告。

議事に入ります前にご報告申し上げます。

本日天草記者クラブから議場内の撮影の申出があり、許可をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、5 月 16 日、上天草市議会臨時会におきまして、上天草市議会議員、桑原千知君、塩田真一君及び田寄清勝君、以上 3 名が本連合議会議員に選出されましたので、ご紹介申し上げます。

順次ご挨拶をお願いいたします。

塩田議員、お願いいたします。

〔議員 塩田真一君 登壇〕

○議員（塩田真一君）上天草市の塩田真一です。再びここに戻ってきました。またよろしくお願ひいたします。

○議長（若山敬介君）続いて、田寄議員、お願いいたします。

〔議員 田寄清勝君 登壇〕

○議員（田寄清勝君）上天草市選出の田寄清勝と申します。

まだ市議に当選して一月足らず、全くの新人ですので、皆様方にはご指導、ご鞭撻のほうよろしくお願ひします。

○議長（若山敬介君）次に、令和 7 年 2 月分から 4 月分までの例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議会行政委員会に保管いたしております。必要な方はご閲覧ください。

以上、ご報告申し上げます。

日程第 1 仮議席の指定

○議長（若山敬介君）日程第1、仮議席の指定。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（若山敬介君）日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決
定いたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いた
しました。

副議長に桑原千知君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました桑原千知君を副議長の当選人と定めることにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました桑原千知君
が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいた
します。

なお、欠席ですので、ご挨拶のほうは省かせていただきます。

日程第3 議席の指定

○議長（若山敬介君）日程第3、議席の指定。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（若山敬介君）日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、3番平山泰司君、8番塩田真一君を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（若山敬介君）日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第6 常任委員及び議会運営委員の選任

○議長（若山敬介君）日程第6、常任委員及び議会運営委員の選任。

委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

総務委員会委員に田寄清勝君を、厚生委員会委員に桑原千知君及び塩田真一君を、議会運営委員会委員に桑原千知君を、以上それぞれ指名いたします。

ここで、総務副委員長及び厚生副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時02分

————— ○ —————

午前10時06分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

各常任委員会において総務副委員長及び厚生副委員長の互選が行われましたので、その結果をご報告いたします。

総務副委員長、田寄清勝君、厚生副委員長、塩田真一君。

以上のおおりであります。

日程第7 報告第1号から日程第12 議第12号まで提案理由説明

○議長（若山敬介君）日程第7、報告第1号専決処分事項の報告についてから日程第12、議第12号財産の取得についてまで、以上6件を一括議題といたします。

なお、日程第8、議第8号から日程第12、議第12号までの以上5件は、先日の議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数は1議題につき2回までですので、よろしくお願いたします。

それでは、報告第1号から順次提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 馬場昭治君 登壇〕

○広域連合長（馬場昭治君）おはようございます。

それでは、令和7年第2回天草広域連合議会臨時会にご提案いたします議案につきましてご説明を申し上げます。

ご提案いたしますのは、専決処分事項の報告1件、専決処分事項の承認2件、条例の改正1件、権利の放棄及び和解について1件、財産の取得1件の合計6件でございます。

それでは、順次提案理由につきましてご説明を申し上げます。

なお、関係する資料といたしまして、提出議案資料及び補正予算書等を別冊参考資料にまとめておりますので、併せてご参照いただければと存じます。

まず、議案書1ページ、報告第1号専決処分事項の報告についてでございます。

本件は、高規格救急自動車の救急出動中の物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、令和7年4月4日に専決処分をいたしましたので、議会に報告するものでございます。

和解の相手方については、記載のとおりでございます。

事故の状況でございますが、令和7年3月7日午後8時4分頃、天草市河浦町久留地区内において、救急出動中の高規格救急自動車が方向変換中に敷地内にあるFRP製浄化槽の蓋に乗り破損させ、損害を与えたものでございます。なお、高規格救急自動車に損傷はございません。また、この事故が原因による搬送の遅れや患者の容体悪化はありません。

本広域連合は、相手方に対しましてFRP製浄化槽の蓋取替え費用の全額3万2,725円を損害賠償額として支払うものでございます。この賠償額につきましては、全国自治協会自動車損害共済から全額補填されることとなっております。

次に、議案書2ページ、議第8号専決処分事項の承認について（令和7年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号））でございます。

令和7年3月17日、松島地区清掃センター工場棟内で発生しました浸水事故によって、現在松島地区清掃センターの全ての運転を停止している状態となっております。復旧作業に早急に着手する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和7年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、4月22日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,146万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億7,561万5千円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、松島地区清掃センター浸水対応に係る市町負担金及び財政調整基金の増額補正でございます。

続いて、歳出でございますが、松島地区清掃センター浸水対応に係る廃棄物処理委託料及び機械器具借り上げ料の増額補正でございます。

次に、項目ごとの内容でございますが、款4衛生費、松島地区清掃センター費において、浸水による滞留水の処理、運搬及び可燃ごみの処理等に係る廃棄物処理委託料を1億2,036万円増額しております。また、ごみを積み替えるためのフォークリフトの費用として、機械器具借り上げ料110万円を計上いたしております。

次に、議案書6ページ、議第9号専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償額の決定について）でございます。

本件は、高規格救急自動車の救急出動中の物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、令和7年5月12日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

和解の相手方については、記載のとおりでございます。

事故の状況でございますが、令和7年1月29日午前11時2分頃、天草市楠浦町釜の三差路において、救急出動中の高規格救急自動車は左折できず、道路標識、案内看板及び上杉畳店の外壁を破損し、損害を与えたものでございます。

本広域連合は、相手方に対しまして道路標識、案内看板及び建物外壁の修理費用の全額172万4,106円を損害賠償額として支払うものでございます。この賠償額につきましては、全国自治協会自動車損害共済から全額補填されることとなっております。

この事故につきましては、物損事故として処理されていますが、先日の報道にもありましたとおり、現場検証の際に機関員から呼気1リットル中0.14ミリigramのアルコールが検出されております。このことは日頃のチェック体制の甘さが招いたもので、酒気を帯びた職員を救急車に乗車させるという、あってはならない事態につながったものでございます。今後二度とこのようなことが起こらないよう、チェック体制の確立に取り組んでまいります。このたびはご心配とご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

次に、議案書8ページ、議第10号天草広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するものでございます。

次に、家族の介護の必要性が生じた職員や本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する両立支援制度に関する早期の情報提供、周知・意向確認等の措置に関する規定を整備するものです。

また、育児休業等に関する規定といたしまして、育児のための部分休業の取得パターンを多様化させる改正を行うものでございます。

いずれも法律に準拠した改正であり、その施行日は令和7年4月1日であり、一部は10月1日となっております。

次に、議案書13ページ、議第11号権利の放棄及び和解につきましてご説明いたします。

本件は、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約解除に伴い、権利の放棄及び和解することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経て行うところ、議会の議決を経ずして令和6年6月20日に相手方と合意したため、改めて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書18ページ、議第12号財産の取得につきましてご説明いたします。

本件は、有明分署及び倉岳分署に配備する高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を取得するものでございます。

令和7年4月17日に指名審査委員会を開催し、指名競争入札により5月14日に開札、5月15日に仮契約を締結しております。

取得金額は6,586万8千円、契約の相手方は天草市東町2の6、熊本トヨタ自動車株式会社天草店、店長中原真吾氏でございます。

予定価格が2千万円以上の動産を買い入れるには、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、納期につきましては、令和8年3月31日としております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

日程第8、議第8号から日程第12、議第12号までの以上5件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

報告第1号質疑

○議長（若山敬介君）日程第7、報告第1号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、次に進みます。

議第8号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第8、議第8号専決処分事項の承認について（令和7年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第9号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第9、議第9号専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第10号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第10、議第10号天草広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び天草広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第11号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第11、議第11号権利の放棄及び和解についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）4番松岡です。

ご質問ですけれども、昨年から続くこの権利の放棄と和解についてですが、この新ごみ処理施設整備・運営事業の契約は、馬場連合長が招聘された弁護士の見解から、本来入札無効として取り扱うべきものであって、締結すべき契約でなかったものであります。これは3月の全協を通して連合長も認めていらっしゃいます。

しかし、現実として、広域連合は契約を締結してしまいました。契約解除の原因となった資源化施設についてですが、実績どころか工場すら存在をしません。このことについては、事業者の提案を審査した事業者選定委員会からも広域連合の会議でも警鐘が鳴らされておりました。

また、そのような意見に対して、連合長が令和5年8月の全員協議会にて企業のもくろみがあつてのことだから契約相手としては何ら問題ないと説明をしたことをはじめ、連合執行部は連合議会に対して契約締結をしても問題がないと繰り返し繰り返し説明を行ってまいりました。

しかし、この問題が明らかになり、これまでの連合長の説明の内容を検証してみますと、廃棄物処理法施行令の規定では、委託先として業務に足り得る施設を求めており、存

在しない工場との契約は法的に想定はされておられません。また、許可証が福山工場のものではなく、埼玉工場のものであったこと、そして連合長自ら職員に指示をし現地を確認させ未着工の状態を連合長自身が把握しておきながら、全く協議は行っておられません。つまり、契約締結に当たり、連合長の説明は相応の不十分さがあったことは否めません。これは3月の全協資料でも十分読み取ることができます。

ここで少しお尋ねしたいのが、契約締結に当たり不十分な理解の下、契約を締結することに問題ないとする説明を行ったその責任について連合長としてどのようにお考えなのか、住民、議会に対してこのような説明を行ったことについてどのようにお考えなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（若山敬介君）連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）お答えいたします。

ただいま松岡議員からご指摘がございました。今回のこの入札に係る様々な、契約に至るまでの様々な不手際というか、私の確認不足であるとか、例えば指示をしてその確認が不十分であったとかということ、これにつきましては、何度も申し上げておりますけれども、私自身の本当に責任であると痛感をしております。ただ、一生懸命とにかく建設に向けてしっかりやっていく中で、その一点につきましては、本当にこの総括をやっていく中で改めて自分自身の責任を痛感したところでございますので、今回その全責任を取って辞職を決断をさせていただいたところです。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（若山敬介君）4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）3月の全協で執行部が用意した資料では契約上の過失があったと記載があったわけですが、その資料における執行部としての反省と、そのときの連合長の答弁、発言のニュアンスが少し差があるような気がしましたので、改めて確認をさせていただいたところでございます。ご答弁ありがとうございました。

以上です。

○議長（若山敬介君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ほかになければ、討論に入ります。

討論はありませんか。

○議員（塩田真一君）はい。

これはどちらからですか。

○議長（若山敬介君）討論がありますので、これより討論に入ります。

討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。

まず、原案に反対の討論はありませんか。

4番松岡寿君。

○議員（松岡寿君）皆さんおはようございます。

議第11号権利の放棄及び和解についてに対し、反対の立場から討論を行います。

なお、契約解除そのものに反対ではなく、住民に損失が出ていることに重きを置いて討論をさせていただきます。

改めてこの新ごみ処理施設整備・運営事業の契約は、業務に含まれた焼却灰資源化について、企業グループが提案したツネイシカムテックス福山工場が業務が履行できなくなったことが最大の原因でございます。この福山工場について、企業グループ側は未着工の状態であったにもかかわらず建設途中として説明をしておりました。もちろん、福山工場での実績というものも全く存在をしません。このような事実と異なる企業グループの説明は、議案書に書かれているとおり、公共事業の入札、契約の在り方を没却、形骸化させるものであり、公共団体である広域連合の一員として許容できるものではありません。

そして、この契約は、1月の全員協議会における弁護士の方からの説明、3月の全員協議会における連合長の説明から、本来締結すべきではなかった契約であったことは、議員の皆様もご承知のとおりです。しかし、現実として広域連合は令和5年8月に契約を締結してしまいました。契約解除の原因となった焼却灰資源化は、この事業を進める上で大きな焦点であったことは言うまでもありません。とりわけ、履行期間の短縮と焼却灰資源化の実績がないことは、最大の焦点でした。事実、企業グループの事業提案を審査した事業者選定委員会は、実績が存在しないことについて留意するよう連合長に答申をしていました。また、議会の会議の場でも、実績がないこと、存在しないところと契約をして問題ないのか、大丈夫かという意見もございました。

これに対して、連合長が企業としてのもくろみがあつてのことだから問題はないと答弁したことをはじめ、連合執行部は問題ないとずっと繰り返し議会に説明をしました。そして、令和5年8月の議会前に、連合長が自ら指示し職員を福山工場、現地に向かわせ、福山工場が未着工の状態であり、説明と全く異なる事実を確認しておりました。それでもなお、連合長は契約を締結することに問題がないとする趣旨の説明を議会に繰り返し行ってまいりました。その説明を受けて、事務代表権を有する連合長の説明を信じて、議事機関の議会として契約締結という大きな決断をしました。つまり、広域連合が本来締結すべきではなかった契約を締結した根底には、連合長の説明があります。

しかし、この問題が明るみになり、連合長が行った説明を検証してみますと、実際のところ企業グループから提出された書類に福山工場のものではなく埼玉工場のもが含まれていたり、存在しない工場と契約しても問題ないとしておきながら、廃棄物処理法の取扱いでは、市町村がごみ処理を委託する場合は能力に足り得る施設と契約をしなければならなかったこと、説明内容と異なる未着工状態についても全く協議を行っていないなど、不十分さが多かったことが判明をしました。これは3月の全員協議会で示された資料によって連合長自身も認めるところでございます。

企業グループの対応は決して許容できるものではありませんが、このように契約に当た

って連合長が行った議会、市民への説明には、相当の不十分さがありました。これは消すことのできない重要な事実であります。つまり、双方の合意で成立する契約手続上、双方とも相応の重大な過失がありました。事実と異なることを確認しておきながら、十分な調査を怠り合意し、本来締結すべきでなかった契約を締結した責任、そのことで少なくとも9か月の時間を空費し、1千万円の公金を放棄せざるを得ない状況を生んだ責任は、連合長に存在するわけです。

しかしながら、このような過失割合、権利の相殺といたしますのは、一般的に双方の主張を確認する場をしっかりと設けて、場合によっては司法などに委ねられるものであると考えております。昨年の住民監査請求で企業側の責任が非常に重いとされた中で、今回のように双方の間でこのような協議が全くなされていない、連合の内部でも協議記録が全く存在しない中で、あくまでも連合長の主観のみによって過失の大きさ小ささが判断され権利を相殺、放棄したことが、果たして多くの方が客観的に見て広域連合という公共団体が行うべき合理的な判断の在り方かという確固たる根拠は存在いたしません。また、連合議会にこの合意解除が合理的だと説明したのも、この合意解除の指導を行っていた連合長側の弁護士のみの見解であったことを踏まえて、客観性に欠ける部分もあるのは否めません。

このような状況下でのこの権利の放棄及び和解は、連合議会で住民の権利を放棄するという判断を行うべきタイミングにあるのか、このような重要な判断を本当にしてよいのか、そう考えるわけです。私としましても十分悩みましたけれども、住民に損失が生じており、それを放棄することについて時期尚早と考えました。この場で、私の場合、反対の立場で討論をさせていただきました。

以上で討論を終わります。

○議長（若山敬介君）次に、原案に賛成の討論はありませんか。

8番塩田真一君。

○議員（塩田真一君）議第11号権利の放棄及び和解についてに対して、賛成の立場から討論を行います。

このたびの新ごみ処理施設整備事業に関する契約は、契約手続の過程で企業側が事実と異なる説明を行っていたこと、福山工場で業務ができなくなる事実を把握しておきながら報告をしなかったことなどから入札無効とすべきで、本来締結をしてはならなかった契約でありました。これは、住民監査請求の結果、弁護士の見解を踏まえ、連合長も認めておられることと思います。しかし、現実としては、連合は契約を締結してしまいました。

では、連合長以下執行部がこのような企業側の事実と異なる説明に気づく機会が全くなかったかといえ、そうではなく、契約締結前に連合長の指示で福山工場が未着工である事実を確認しておりますし、そもそも事業者選定委員会や議会からも、実績がないこと、工場が不存在であることについて、度々警笛が鳴らされておりました。このような上で、連合長以下執行部は十分な調査、指摘をせず、契約を締結しても問題ないと、議会に対し

て説明を繰り返してきました。そして、その責任を信任して、令和5年8月、連合は本来締結すべきではなかった契約を締結するに至ったわけです。

双方の合意で成立する契約において企業側の対応は許されるものではありませんが、契約手続の過程において連合執行部の調査、議会への説明に不手際、不十分さがあったことは事実であり、そのことが今回の損害賠償請求権を放棄せざるを得ないこととの関連性は否定できません。

私は、契約解除の方針を連合長から聞いて以来、変わらず原因をつくったものが責任を取るべきだと、責任を明確にしないと住民に説明責任を果たしたとは言えないと申し上げてきました。今年1月の全協に出席し、3月の全協の資料を読みまして、本来締結すべきではなかった契約を締結することになった原因の一端は連合長の説明、対応、指示にあることは、連合長自身、認めておられると理解しております。そうでなければ、3月の全協、総括は何なのか、そういう話になります。

つまり、本来締結すべきでなかった契約を締結しこのような異常事態を引き起こした執行体制の長として、この異常事態に対する責任をまず取るべきだと考えます。そのような異常事態を引き起こした責任に関して、連合長以下執行部が何ら説明、けじめをつけることもなく、実質的に言えば何事もなかったかのように次の事業を進めようとする事、そしてそれを広域連合議会が漠然と看過することは、住民に対する説明責任を公共団体として果たしていないと考えております。

今回の異常事態の原因の一端が執行部にあることを組織の長たる連合長が認めている。そしてその結果、執行部の長たる連合長が辞任の意思を表明し、その責任にけじめをつけ、新たな連合長の下、次期計画を進めるという連合執行部の意思を信じて、期待をして、議第11号権利の放棄及び和解については賛成することといたします。

これで終わります。

○議長（若山敬介君）次に、反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）なければ、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）以上で討論を終わります。

議第11号を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（若山敬介君）起立多数であります。よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり、賛成者複数挙手）

○議長（若山敬介君）それでは、暫時休憩をいたします。

午前10時42分

○

午前10時55分

○議長（若山敬介君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま塩田真一議員外2名から議員提出第1号議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議についてが提出されました。

議案については、議席に配付してあるとおりであります。

お諮りいたします。

議員提出第1号議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、議員提出第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出第1号提案理由説明

○議長（若山敬介君）議員提出第1号議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議についてを議題といたします。

なお、本件は、先ほど議会運営委員会でご協議いただきました結果、委員会の審査を省略し、本日議決することにご了解をいただいております。

また、質疑の回数を2回までといたしますので、よろしく願います。

それでは、本件について提案理由の説明を求めます。

8番塩田真一君。

〔議員 塩田真一君 登壇〕

○議員（塩田真一君）議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議について。

議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議を別紙のとおり提出するものです。

令和7年5月29日提出。提出者、天草広域連合議員塩田真一、賛同者、平山泰司、同じく赤城史浩。

議第11号権利の放棄及び和解については、令和6年6月20日に株式会社川崎技研を代表とする企業グループと契約解除に関する合意書が締結されている。本来、本件は地方自治法第96条の規定に基づき当該合意書締結前に広域連合議会の議決を諮るべき事件であるが、議決を経ないまま合意締結に至った広域連合執行部の一連の手続きは、地方自治法に

基づく二元代表制の在り方を揺るがしかねないもので、広域連合議会として遺憾の意を表明する。

本件は、損害賠償請求権の放棄が含まれている。契約解除の原因となった新ごみ処理整備・運営事業に係る焼却灰等資源化業務委託契約については、企業グループが事業提案の審査段階で未着工である資源化施設を建設中と、事実と異なる説明を行った。また、企業グループは、資源化施設が建設されたとしても同施設で業務の履行ができない事実を把握しておきながら、広域連合に報告せず契約締結に至っている。このような企業グループの行為は許されるものではない。

一方で、広域連合執行部も、契約締結前の令和5年8月17日に現地に赴き、資源化施設が未着工で、企業グループの説明が事実と異なっていたこと、廃棄物処理法の委託基準に基づく業務に足り得る施設が存在しなかったことを確認していた。事業者選定委員会や広域連合議会が当該資源化施設における実績がないことに警鐘を鳴らしていたことをはじめ、当該資源化施設が説明と異なり、廃棄物処理法に基づく十分な許可、能力を有していなかったことを広域連合執行部は認識できる状況にあったにもかかわらず、十分な調査、指摘をせず、契約締結に至っている。広域連合執行部としても契約上の手続きにおいて重大な過失があり、その結果、本来締結すべきでなかった契約を締結する状況に至ったと言わざるを得ない。

このように、契約手続の過程で広域連合執行部、企業グループ双方に過失があり、本来締結すべきでなかった契約が締結状態となったため、広域連合が施工監理費をはじめ、契約が締結された状態になったことで生じた損失を企業グループに求償、補填させることは困難であり、広域連合としては企業グループに対する損害賠償請求権を行使せず和解することを確認する。

以上、決議するものであります。

以上です。

○議長（若山敬介君）以上で提案理由の説明は終わりました。

議員提出第1号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）これより質疑に入りますが、ここでお諮りいたします。

本件は、委員会の審査を省略し、本日議決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会の審査を省略して本日議決することに決定をいたしました。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議員提出第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第12号質疑・討論・採決

○議長（若山敬介君）日程第12、議第12号財産の取得についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）討論なしと認めます。

議第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 継続調査について

○議長（若山敬介君）日程第13、継続調査について。

議会運営委員長より、所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。委員長から申出のとおり、継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若山敬介君）ご異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉 会

○議長（若山敬介君）以上で本臨時会に提出されました案件全部を議了いたしました。

ここで、馬場連合長から発言の申出がっておりますので、これを許します。

広域連合長。

○広域連合長（馬場昭治君）ここに議長のお許しを得まして、天草島民、広域連合の議員様、そして並びに連合職員の皆様に対しご挨拶の機会をいただきますこと、心から感謝申し上げます。連合長の職を辞するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私は、2021年2月に初めて連合長となりましてから、4年3か月の間、天草全域にわたる消防、環境衛生、介護認定に関する事業を中心に、多くの職員、そして2市1町を代表する議員さんと共に、天草の島民の安心で安全な生活を守るため、誠心誠意課題に向き合い、解決に向けて努力してきたつもりでございます。しかしながら、新ごみ処理施設整備事業における当初計画のとりの事業遂行を停滞させてしまった状況を引き起こしてしまったことに対する全ての責任を取り、私はこのたび天草広域連合長の職を辞することといたしました。

早期の完成を目指していたにもかかわらず、目標としておりました令和9年7月竣工の計画が大幅に遅れる事態となってしまいましたことに対しまして、皆様に対し、心からおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

先ほど議員の皆様方からご理解を得まして、懸案事項でありました契約解除に伴う権利の放棄及び和解についてご承認をいただきました。心から感謝申し上げます。新しい連合長の下、次の新たな計画に向けて、当初の計画よりもすばらしいものになったと天草島民の皆様方が納得していただけるような、そういう事業になりますように、また同じ轍を踏まないようにこれまで以上に努力してまいりますことをここにお誓い申し上げまして、これまで支えていただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（若山敬介君）これをもちまして議事を閉じ、令和7年第2回天草広域連合議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 若 山 敬 介

議 員 平 山 泰 司

議 員 塩 田 真 一